

令和7年 第3回
紀の川市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月13日(木)午前9時30分～
- 2 会 場 紀の川市役所 5階 502 中会議室
- 3 出席者 貴志康弘・長谷弘司・上中史子・小川真司・岡井良樹
- 4 欠席者
- 5 出席職員 教育部長 藤井丈士・教育審議監 岡本紹子・次長兼教育総務課長 楠部昌洋・教育総務課学校再編推進室長 柑本浩至・教育総務課副課長 谷福靖司・次長兼生涯学習課長 脇谷卓也・生涯学習課副課長 小西晴久・生涯学習課文化財班長 岩田英樹・生涯スポーツ課長 山中邦弘・統括人事主事 三嶋和哉・統括指導主事 榎戸多恵・主任指導主事 松尾千鶴・主任指導主事 森口裕介・教育総務課主事 田中奈々
- 6 傍聴者 鍋田 泰延
- 7 協議事項

◎開会の宣告

○教育長

定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆さん、おはようございます。

3月の半ばになり、ようやく春らしくなってきました。

ただ今から令和7年第3回紀の川市教育委員会定例会を開会させていただきます。

それでは、議事日程に従い進めさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、上中委員、岡井委員を指名します。よろしくお願いします。

◎会期の決定

○教育長

日程第 2、会期の決定を行います。

会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

ご異議がないようですので、会期については本日 1 日間と決定しました。

◎諸般の報告

○教育長

日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、私のほうから報告させていただきたいと思います。

今後の日程についてでございます。

教育委員の皆さまにご出席をいただく 3 月 31 日月曜日の教職員退職者辞令交付式は午前 10 時 20 分に来庁していただき、10 時 30 分から教育長室で辞令を交付させていただきます。その後、401 号室で私から退職される皆さまに、教育委員会を代表して一言感謝の意を込め挨拶をさせていただきます。

4 月 1 日の辞令交付式については、午前 7 時 20 分に来庁していただき、7 時 30 分から管理職に昇任された先生や校長で異動された先生、そして新規採用の教職員に辞令を交付させていただきます。その後、8 時からの校長会でご紹介させていただきます。

委員の皆さまには恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

4 月 9 日水曜日の入学式については、午前中が小学校で午後からは中学校の入学式を行います。委員の皆さまには教育委員会告辞を担当の学校においてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上、私からの諸般の報告でございましたが、これについてご質問・ご意見等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にないようですので、諸般の報告について終わります。よろしくお願いします。

◎議案第 12 号について

○教育長

日程第 4、議案上程。

議案第 12 号、紀の川市立図書館の館長の設置に関する規則の廃止について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市立図書館の館長の設置に関する規則の廃止について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見はないようですので、議案第 12 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 12 号、紀の川市立図書館の館長の設置に関する規則の廃止については承認されました。

◎議案第 13 号について

○教育長

続いて、議案第 13 号、紀の川市那賀 B&G 海洋センター管理運営規則及び紀の川市那賀 B&G 海洋センター利用規則の廃止について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【紀の川市那賀 B&G 海洋センター管理運営規則及び紀の川市那賀 B&G 海洋センター利用規則の廃止について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 13 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 13 号、紀の川市那賀 B&G 海洋センター管理運営規則及び紀の川市那賀 B&G 海洋センター利用規則の廃止については承認されました。

◎議案第 14 号について

○教育長

続きまして、議案第 14 号、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 14 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 14 号、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部改正については承認されました。

○教育長

続いて、議案第 15 号、紀の川市地域子ども会活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市地域子ども会活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はありませんか。

○A 委員

配っていただいているものが簡素化されて新しくなったということですね。

支出の部のところで、景品・記念品・参加賞というのが以前のものに無く、新しい様式には含まれていると思いますが、追加でしょうか。

○生涯学習課長

以前はありませんでしたが、追加です。

○A 委員

ありがとうございました。わかりました。

あと 1 点、決算書と予算書の消耗品と景品・記念品の欄が入れ違っていると思うので、もし決算書を書く時に間違ってしまう可能性があるので、同じ順番にされたほうがよいのかなと思います。

○生涯学習課長

その部分は入れ替わっているので、同じようにしておきます。

○教育長

よろしいですか。他にございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 15 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 15 号、紀の川市地域子ども会活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については承認されました。

◎議案第 16 号について

○教育長

続いて、議案第 16 号、紀の川市スポーツ少年団指導員資格取得費補助金交付要綱の一部改正について説明を求めます。

○生涯スポーツ課長

【紀の川市スポーツ少年団指導員資格取得費補助金交付要綱の一部改正について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はありませんか。

○B 委員

内容については異議ございません。教えていただきたい質問がございます。

今交付されている金額とその補助率について教えてください。

○生涯スポーツ課長

補助金額につきましては申請等で必要な金額 1 万円と 3300 円になると思います。テキスト代などの形で金額は 1 万 3,300 円になっていると思っています。

補助率につきましても、全額という形になっていますので、その領収書をいただければその分全額補助させていただいております。また、更新に際しまして、金額は若干金額の変更等あると思いますので、安い金額で更新費用を補助させていただいております。

以上です。

○教育長

よろしいですか。
他にございませんか。

○A 委員

私も質問させてください。

指導者の研修を受ける費用だったと思いますが、少年団への登録を予定している者ということで、登録ということは大人だけでなく子供ということですか。それとも大人だけということでしょうか。指導者だけということでしょうか。

○生涯スポーツ課長

お答えします。

この補助金につきましては、スポーツ少年団の指導員の資格取得補助金になります。指導員でありますので子供ということではなく、指導される父兄、親御また監督、コーチ等々の資格等の補助になります。

○A 委員

わかりました。

○教育長

他にございませんか。よろしいですか。
(発言する者なし)

○教育長

議案第 16 号について承認することに異議ございませんか。
(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 16 号、紀の川市スポーツ少年団指導員資格取得費補助金交付要綱の一部改正について承認されました。

◎議案第 17 号について

○教育長

続いて、議案第 17 号、紀の川市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について説明を求めます。

○教育総務課長

【紀の川市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はありませんか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 17 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 17 号、紀の川市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 18 号について

○教育長

続いて、議案第 18 号、紀の川市図書館協議会委員の委嘱について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市図書館協議会委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 18 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 18 号、紀の川市図書館協議会委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 19 号について

○教育長

続いて、議案第 19 号、紀の川市文化財保護審議会委員の委嘱について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市文化財保護審議会委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 19 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 19 号、紀の川市文化財保護審議会委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 20 号について

○教育長

続いて、議案第 20 号、紀の川市名手本陣保存整備委員会委員の委嘱について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市名手本陣保存整備委員会委員の委嘱について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 20 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 20 号、紀の川市名手本陣保存整備委員会委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 21 号について

○教育長

続いて、議案第 21 号、紀の川市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について説明】

○教育長

ただ今説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、議案第 21 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 21 号、紀の川市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱については承認されました。

◎議案第 22 号について

○教育長

続いて、議案第 22 号、紀の川市指定文化財の指定について説明を求めます。

○生涯学習課長

【紀の川市指定文化財の指定について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等はありませんか。
よろしいですか。

C 委員。

○C 委員

資料の文字で少し細かいことですが、指定物件 2 の表紙、5 番のところに、所有者管理者中三谷区とあるのですが、資料の最終は中三谷自治区となっているので、少し文言が違うというふうに感じた次第です。

以上です。

○生涯学習課長

答申書の 5 番には確かに中三谷区となっておりまして。中三谷自治区のことなので訂正させていただきます。

○教育長

よろしいですか。
他にありませんか。
B 委員。

○B 委員

本当に基本的なことで質問させていただきます。
この指定を受ける、受けないで、どのようなことが変わりますでしょうか。

以上です。

○生涯学習課文化財班長

指定にあたりますと、市の指定文化財になりますので、未来永劫守っていくということになります。無くすことはできないということ、皆で守っていくということ、保存に関して市の補助の対象となります。修理等にあたっては、市の許可ということで届出が必要になります。基本的には未来永劫守っていくために指定し、今まで守ってきていただいた経緯があるということで周知もするということになります。

以上です。

○B 委員

まず、勝手に触ることが地区ではできなくなるということですよね。かつ、補修等については市の許可のもと一定の補助が得られる。そういう理解でよろしいですか。

○生涯学習課文化財班長

B 委員のおっしゃるとおり、勝手には修理もできないですし、市の許可がいるということになります。

以上です。

○B 委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

議案第 22 号について承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

○教育長

異議なしと認めます。

それでは、議案第 22 号、紀の川市指定文化財の指定については承認されました。

議案については以上です。

◎令和 7 年第 1 回紀の川市議会定例会の一般質問について

○教育長

続きまして、日程第 5、報告事項に移ります。

まず、令和 7 年第 1 回紀の川市議会定例会一般質問について説明を求めます。

教育部長。

○教育部長

【令和 7 年第 1 回紀の川市議会定例会一般質問について説明】

○教育長

教育部長から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようですので、次に移ります。

◎紀の川市立小中学校瞳きらめく学校推進事業に係る研究指定校の決定について

○教育長

紀の川市立小中学校瞳きらめく学校推進事業に係る研究指定校の決定について説明を求めます。

○教育審議監

【紀の川市立小中学校瞳きらめく学校推進事業に係る研究指定校の決定について説明】

○教育長

ただ今教育審議監から説明がありましたが、これについてご意見・ご指導等はありませんか。

○C 委員

すばらしい事業だと感じています。

この事業について教育委員の立場として、どのような関わりを求められているといたしますか、何かそういったお考えというのはもしあれば教えてください。

○教育審議監

教育委員の皆さまには学校訪問等でも指導していただいておりますし、研究発表会当日には是非出席していただいて、各校の研究報告を聞いていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長

よろしいですか。

○C 委員

ありがとうございます。

○教育長

他にありませんか。

○A 委員

粉河中学については今年度発表もしていただいていたいただきました。引き続きということで大変期待しております。

また、粉河小学校については、色んな教科で体験的な活動を随時意識した授業づくりとして、教科を絞らないということでもいいですか。

○教育長

教育審議監。

○教育審議監

実際のところまだ粉河小学校はその部分ですごく迷っております。色々な教科であるのか、1教科に絞るのかというところで、まだ検討しているところです。

以上です。

○教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

(発言する者なし)

◎令和 6 年度和歌山県学習到達度調査（中学校）について

○教育長

次に、令和 6 年度和歌山県学習到達度調査（中学校）について説明を求めます。

○主任指導主事

【令和 6 年度和歌山県学習到達度調査（中学校）について説明】

○教育長

主任指導主事から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問等はございませんか。

○C 委員

詳細に分析をされて課題が把握されていると思います。今のお話でよくわかりましたが、課題を克服していくために、具体的にどういうアクションをされますか。研修や研究、大学の先生とまた県の研修センター等と連携してということはわかるのですが、その授業の中身と言いますか、具体的にどう改善していくのかはいかがですか。

○教育長

主任指導主事。

○主任指導主事

具体的な方策としては、授業の様子を見て、研修の内容に加えていきます。分析・調査結果などをまずは学校と共有して、その課題を学校とともに考えていくということがまず 1 つです。

そして、公開授業や学校訪問等での授業、あるいは研究授業の中で、こういうところができているのでこんなふうにしてもらいたいというような具体的な指導・助言などを行うということで、課題を克服するという方法としております。

○C 委員

よくわかりました。

もう 1 点、学力向上のためには先程主任指導主事がおっしゃったように、生徒が前のめりになっていく授業を作っていくというお話、まさにその通りだと思います。本気で授業に取り組んでいく。

例えば、50 分の授業の中でも生徒の半分が鉛筆を転がして遊んでいるとか、そうなる
とやはり定着していかないと思います。50 分の間せめて 40 分、45 分は真剣に取り組ん
でいくという、そういう姿勢が大事です。そのために、どんな授業を展開していけばいい
のか。生徒が興味を持って前のめりになっていくのが大事だと思います。

もう 1 点は、そういう授業をどれだけ積み重ねていくかです。指導要領にある各教科
の時間数を確実に確保していくということが大事だと思います。やはりどんな仕事でも
スポーツでも質と量が要になってくると思います。そういったところをしっかりと取り組
んでいただければと思います。

ただ、授業時数の確保について、例えば、この行事を体育にカウントしようとか、この
授業を何かに置き換えようというのでは、本質的に確保といえないと思います。ですから、
授業時数の確保っていうのも念頭に置いて取り組んでいただければありがたいと思いま
す。

以上です。

○教育長

よろしいですか。他にありませんか。

○A 委員

C 委員のおっしゃる通りだと思います。

プリント学習からの脱却ということで随分ご指導されてきたと思いますが、学校訪問
に行かせていただくと、やはりまだプリント学習というのが見えてきて少し残念に思う
ことがありました。

質という面では子供たちが頭に汗をかくぐらい一生懸命学ぶ。前のめりというのは必
死になって大変でも書くなど、それも前のめりになっていく 1 つの方法かと思います。
子供たちが楽をするようにプリントに記載していくっていうのではなくて、それを一生
懸命にノートに先生の話聞き取る、写し取るというような授業も必要になってくると
思います。

それが、わからなかったからもっとやりたいということで、家庭学習につながっていく
と思います。今後の取り組みで家庭学習のことについて書いてくださっていますが、家庭
学習時間は中学校になると学年掛ける 1 時間ということは、1 年生は 1 時間、2 年生なら
2 時間ということになると思います。それはやはり授業にどれだけ興味を持ったかという
ことに関わってくると思うので、大変重要だと思います。

質問ですが、中学生は家庭学習をどのぐらいやっているのでしょうか。その辺りの把握
は学校などでされているのでしょうか。

○教育長

主任指導主事。

○主任指導主事

全国学調で何時間以上勉強しているというようなパーセンテージを出させてもらっています。個人の差もあるとは思いますが、全国平均を大きく下回って家庭学習ができていないという状態になります。

以上です。

○A 委員

確かそうだったと私も思い出しました。

やはり全国学調で学力がついているとされている県と比べても、視察に行った人に聞くと、学校の授業の中身はそんなに変わらないです。何が違うかというと、やはり家庭の学習量が全然違うっていうふうに、由利本荘市の教育長さんもおっしゃっていました。やはり持ち帰って自分で一生懸命するという部分が全然違うということを考えると、やはり家庭学習へつなげていくということが必要だと感じております。

○教育長

他にございませんか。

○B 委員

まずは資料のまとめ方について、これまでもよくお願いしておった経過で見られるようにしていただいてありがとうございます。非常に工夫をされているところがよくわかるのでご苦労さまでございました。

1点提案になるのですが、英語で例文があれば英作文を書けたけど、例文がなければ書いていなかったとお話ありました。語学学習はまさにそうで、一定のパターンの文章を覚えている人はそんなにお話するのは難しくないと思います。

個別最適から一旦外れるかもしれませんが、いくつかの例文を単純に記憶する学習を組み入れてもいいと思います。英作文は特に、1から作るのはすごく抵抗あると思います。しかし、組み替えるのは比較的抵抗が少なくて取り組みやすい。英語に関してはもう語学学習そのものですが、考えて何か話すより入れ替えて話すとすごく楽になるし、答えること自体の心理的な抵抗はぐっと下がりますので、覚えるだけでも全然違いますし、そういうふうなアプローチをされるのも有効かと思います。

提案までです。

○教育長

他にございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ただ今委員の先生方からご意見をいただきました。これを次年度に活かしていきたい
と思います。

◎文化財資料の寄贈について

○教育長

次に、文化財資料の寄贈について説明を求めます。

○生涯学習課長

【文化財資料の寄贈について説明】

○教育長

説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

報告事項については以上となります。

◎令和 7 年度紀の川市学校教育指針について

○教育長

続いて、日程第 6、その他。

令和 7 年度紀の川市学校教育指針について説明を求めます。

○教育審議監

【令和 7 年度紀の川市学校教育指針について説明】

○教育長

ただ今教育審議監から説明がありましたが、これについてご意見・ご質問はございませ
んか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようです。

◎令和 7 年度紀の川市小中学校入学式日程について

○教育長

次に、令和 7 年度紀の川市小中学校入学式日程について説明を求めます。

○教育総務課長

【令和 7 年度紀の川市小中学校入学式日程について説明】

○教育長

説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。 よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長

特にご意見がないようです。

他にその他でございませんか。

(発言する者なし)

○教育長

ないようです。

以上で本日の日程は全て終わりましたが、それ以外に何かございませんか。

事務局からお願いします。

○事務局

それでは、事務局から次回の教育委員会臨時会の日程を連絡させていただきます。

次回の教育委員会臨時会の日程は 3 月 19 日水曜日、午後 1 時から、402 会議室で開催させていただきますのでよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○教育長

他にございませんか。

(発言する者なし)

◎閉会の宣告

○教育長

それでは、これで第 3 回の教育委員会の議事は終了いたしましたので、これで定例会を終わります。

どうもご苦労さまでした。

閉会 10 時 47 分